解散公告（第一回）

当基金は、平成二十八年九月二十九日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十月十三日

宮城県仙台市宮城野区扇町三丁目九番一二号
東北印刷工業厚生年金基金
理事長　今野　敦之

解散公告（第一回）

当基金は、平成二十八年九月三十日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十月十三日

東京都港区虎ノ門五丁目一二番一号
全国建設厚生年金基金
代表清算人　近藤　晴貞

解散公告（第一回）

当基金は、平成二十八年九月二十九日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十月十三日

静岡県静岡市葵区伝馬町一一番三
静岡県金属工業厚生年金基金
代表清算人　藁科　昌夫

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十八年九月六日社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年十月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十月十三日

北海道旭川市四条通一四丁目左一号
医療法人社団石崎医院
清算人　大箸　信之

解散公告（第二回）

当基金は、平成二十八年九月二十九日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年十月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十月十三日

愛媛県松山市六軒家町三番二四号
四国木材厚生年金基金
代表清算人　井関　和彦

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十八年四月二十日開催の臨時社員総会の決議並びに平成二十八年九月一日北海道知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年九月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十月十三日

北海道苫小牧市川沿町六丁目二〇番一四号
医療法人社団すえくに医院
清算人　末國まさえ

解散公告（第三回）

当土地改良区は、平成二十七年六月七日開催の臨時総会の決議により、平成二十八年六月二十八日付けにて千葉県知事の認可を受け解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年十月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十月十三日

千葉県南房総市千倉町川口五八二
千倉町南部土地改良区
代表清算人　坂本　文藏

解散公告（第三回）

当基金は、平成二十八年九月十五日厚生労働大臣の認可により解散しましたので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年十月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十月十三日

東京都港区芝大門一丁目二番二一号セゾンビル芝大門五階
全日本コーヒー厚生年金基金
代表清算人　大塚　英順

配当公告

愛知県安城市高棚町東山八三番地
破産者　株式会社クレア

右の者に対する名古屋地方裁判所岡崎支部平成二十五年（フ）第七九号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額
金一、〇一四、〇一六、四二一円
（内優先的破産債権額　金〇円）

一、配当をすることのできる金額
金一九六、一八五、二四九円
（内優先的破産債権額　金〇円）

平成二十八年十月十三日

愛知県岡崎市明大寺町字奈良井三五番地一
破産管財人　天野　太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県上北郡東北町字外蛯沢西平五一番地二、最後の住所青森県上北郡東北町字夫雑原一九一番地　被相続人　亡　本間　弘文

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月十三日

事務所青森市新町二丁目六番一八号中新町ビル四階
相続財産管理人　弁護士　松本　史晴

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県奥州市水沢区真城字垣ノ内五番地六、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　大和田芳顕

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月十三日

岩手県奥州市水沢区大手町五丁目一五番地
相続財産管理人　弁護士　岩崎　裕彌

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県盛岡市仙北二丁目二八番地一、最後の住所岩手県盛岡市仙北二丁目二四番二七号　被相続人　亡　田村　淳

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月十三日

岩手県盛岡市菜園一丁目三番六号農林会館四階　川上・吉江法律事務所
相続財産管理人　吉江　暢洋

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県花巻市石鳥谷町八重畑第二八地割五番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　大竹　俊夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月十三日

事務所岩手県花巻市花城町一二番六号
相続財産管理人　小山田泰彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍仙台市青葉区宮町四丁目一八四番地、最後の住所仙台市青葉区葉山町八番一号　被相続人　亡　菅野　一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月十三日

仙台市青葉区二日町七番三二―二一五号
相続財産管理人　武野　亮一

第24期決算公告

平成28年9月16日

愛知県豊田市丸山町10丁目75番地
株式会社豊田書店
代表取締役社長　舟橋　正美

貸借対照表の要旨

（平成28年6月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	215,175
	固定資産	42,956
	合計	258,131
負債及び純資産の部	流動負債	23,637
	株主資本	234,494
	資本金	20,000
	利益剰余金	214,494
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	209,494
	（うち当期純利益）	(4,544)
	合計	258,131